

財政援助団体等監査結果に係る
措置状況報告書

(令和2年10月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第3号

令和2年10月12日

東大阪市監査委員

柴田敏彦

同

牧直樹

同

鳴戸鉄哉

同

川光英士

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

目 次

東 大 阪 市 金 岡 商 店 会	1
やまなみプラザ企画運営委員会	4
中 鴻 池 リ ー ジ ョ ン セ ン タ ー 企 画 運 営 委 員 会	8
布 施 駅 前 リ ー ジ ョ ン セ ン タ ー 企 画 運 営 委 員 会	11
市 民 生 活 部	13

(用語の定義)

運用基準：補助金等交付規則を補完するものとして規定された団体に対する補助制度
運用基準

なお、運用基準で「補助」と表記しているものについて、以下の文章では「助成」と読み替えている。

運用指針：リージョンセンター企画運営委員会連絡会での意見や協議内容を踏まえ、
市が決定したリージョンセンター公民協働事業等助成金対象経費に係る取
扱い

活動助成金：地域まちづくり活動助成金

協働事業等助成金：リージョンセンター公民協働事業等助成金

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和2年9月11日

3. 監査結果に関する報告

令和2年2月10日監報第9号

4. 監査の対象

東大阪市金岡商店会

地域まちづくり活動助成金

東大阪市金岡商店会

1 活動助成金交付申請について

活動助成金交付申請時に添付された会則においては、会計監査を2名置くことと規定されているものの、1名のみの配置となっている。

会則に沿った適正な配置に努められたい。

措置内容

措置済
令和2年3月21日開催の総会において、残り1名の会計監査を選任しました。

2 助成事業であることの表示について

運用基準においては、助成金を活用したイベント等を実施する場合や備品等を購入する場合は、事業広報や購入備品等に助成事業であることの表示を義務付けるように規定されている。

ところで、活動助成金を活用した施設におけるオープニングイベントの告知チラシについて、市の助成事業と記載すべきところを国の助成事業と記載し、配布していた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
資料などを作成する際は、誤りのないよう確認を徹底しております。

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者
東大阪市長 野 田 義 和
2. 通知を受けた日
令和2年9月11日
3. 監査結果に関する報告
令和2年2月10日監報第9号
4. 監査の対象
やまなみプラザ企画運営委員会

リージョンセンター公民協働事業等助成金

やまなみプラザ企画運営委員会

1 助成対象経費の出納事務について

- (1) 協働事業等助成金交付申請書に添付された事業計画書及び協働事業等助成金実績報告書において、イベント参加料等（以下「事業収入」という。）が計上されているものの、計上根拠となる領収証書の控えやイベント参加者一覧などが添付されていないものが見受けられた。

助成額は事業経費から事業収入を控除した額を基礎として算定されることから、事業収入の根拠となる記録等を残し、保管されたい。

- (2) 協働事業等助成金から支出された慶弔費については、運用指針において助成対象外経費と規定されている。

運用指針に沿って適正な事務処理をされたい。

- (3) 協働事業等助成金から支出された昼食代等について、運用指針で助成対象の目安が示されているにもかかわらず、これらの領収証書が総額のみ記載で、助成対象の範囲内か判断できないものが見受けられた。

内訳のわかる領収証書を添付されたい。

- (4) 協働事業等助成金から支出された図書カード及び商品券について、購入時の領収証書は保管されているものの、これらを譲渡した記録が残されていない。

図書カード及び商品券は、その性質が現金と同類であり換金性も高いことから、譲渡日、相手先、譲渡数等の受払いについて適切に記録するなど、透明性の確保に努められたい。

- (5) 協働事業等助成金から支出された講師料や講演料について、所得税等の源泉徴収の対象であるにもかかわらず、これが行われていない。

適正な事務処理をされたい。

- (6) 交付を受けた協働事業等助成金に係る現金出納簿が作成されていない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

- (1) 入金票に参加者名簿を添付することを徹底し、適切に処理しております。
- (2) 適正な支出を遂行しております。
- (3) 内訳記載のある領収書等の提出を徹底しております。
- (4) 名簿の添付を行い、透明性の確保を図っております。
- (5) 所得税等の源泉徴収事務を行っております。
- (6) 現金出納帳を記載し、適正な事務処理を行っております。

2 協働事業等助成金実績報告について

協働事業等助成金実績報告時に提出された団体の会則においては、事務局長を1名、書記を2名置くことと規定されているものの、ともに不在となっている。

会則に沿った適正な配置に努められたい。

措置内容

措置済
会則を改正し、会則に沿った適正な配置を行いました。

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和2年9月11日

3. 監査結果に関する報告

令和2年2月10日監報第9号

4. 監査の対象

中鴻池リージョンセンター企画運営委員会

リージョンセンター公民協働事業等助成金

中鴻池リージョンセンター企画運営委員会

1 助成対象経費の出納事務について

- (1) 協働事業等助成金交付申請書に添付された事業計画書及び協働事業等助成金実績報告書において、イベント参加料等（以下「事業収入」という。）が計上されているものの、計上根拠となる領収証書の控えやイベント参加者一覧などが添付されていないものが見受けられた。

助成額は事業経費から事業収入を控除した額を基礎として算定されることから、事業収入の根拠となる記録等を残し、保管されたい。

- (2) 協働事業等助成金から支出された慶弔費については、運用指針において助成対象外経費と規定されている。

運用指針に沿って適正な事務処理をされたい。

- (3) 協働事業等助成金から支出された講師料や講演料について、所得税等の源泉徴収の対象であるにもかかわらず、これが行われていない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

- (1) 参加者名簿などを事業報告書に添付し適切に処理しております。
- (2) 適正な支出を遂行しております。
- (3) 所得税等の源泉徴収事務を行っております。

2 協働事業等助成金実績報告について

協働事業等助成金実績報告時に提出された会則において、事務局長を1名置くことと規定されているものの、不在となっている。

会則に沿った適正な配置に努められたい。

措置内容

改善中

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対面による総会が開催できず、書面にての総会を実施し、十分な説明を行えなかったため、次回の総会で会則の変更を行い、会則に沿った適正な配置に努めてまいります。

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和2年9月11日

3. 監査結果に関する報告

令和2年2月10日監報第9号

4. 監査の対象

布施駅前リージョンセンター企画運営委員会

リージョンセンター公民協働事業等助成金

布施駅前リージョンセンター企画運営委員会

助成対象経費の出納事務について

- (1) 協働事業等助成金交付申請書に添付された事業計画書及び協働事業等助成金実績報告書において、イベント参加料等（以下「事業収入」という。）が計上されているものの、計上根拠となる領収証書の控えやイベント参加者一覧などが添付されていないものが見受けられた。

助成額は事業経費から事業収入を控除した額を基礎として算定されることから、事業収入の根拠となる記録等を残し、保管されたい。

- (2) 協働事業等助成金から支出された昼食代等について、運用指針で助成対象の目安が示されているにもかかわらず、これらの領収証書が総額のみ記載で、助成対象の範囲内か判断できないものが見受けられた。

内訳のわかる領収証書を添付されたい。

- (3) 協働事業等助成金から支出された講師料や講演料について、所得税等の源泉徴収の対象であるにもかかわらず、これが行われていない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

- (1) 入金票を作成し、不特定多数の方々からの収入である旨を記載しております。
- (2) 内訳記載のある領収書等の提出を徹底しております。
- (3) 所得税等の源泉徴収事務を行っております。

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者
東大阪市長 野 田 義 和
2. 通知を受けた日
令和2年9月11日
3. 監査結果に関する報告
令和2年2月10日監報第9号
4. 監査の対象
市民生活部

地域まちづくり活動助成金

市民生活部

地域活動支援室【前：NPO・市民活動支援課】

1 活動助成金交付決定事務について

- (1) 運用基準においては、助成対象経費の助成率の上限は原則 2 分の 1 と規定されているものの、助成対象団体が交付を受ける活動助成金の助成率は、交付要綱で 10 分の 10 以内又は 10 分の 7 以内と規定されており、政策的な必要性を明確にしないまま 2 分の 1 を超えて助成金が交付されていた。

適正な事務処理をされたい。

- (2) 活動助成金交付申請時に添付された東大阪市金岡商店会の会則においては、会計監査を 2 名置くことと規定されているものの、1 名のみ配置となっている。

会則に沿った体制が確保されているかの確認は、助成金交付決定にあたり団体の適格性を検討するために必要である。適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

- (1) ご指摘を踏まえ、令和 2 年度の活動助成金事業実施起案の摘要欄に当該助成率を適用する必要性を明記しました。
- (2) 令和 2 年度の助成金交付決定にあたり団体の適格性を確認するため、会則と名簿の確認を行いました。

2 助成事業であることの表示について

運用基準においては、助成金を活用したイベント等を実施する場合や備品等を購入する場合は、事業広報や購入備品等に助成事業であることの表示を義務付けるように規定されている。

ところで、東大阪市金岡商店会が活動助成金を活用した施設におけるオープニングイベントの告知チラシについて、市の助成事業と記載すべきところを国の助成事業と記載し、配布されていた。

助成金交付事務が運用基準に沿って実施されるよう事前に十分周知するとともに、適宜確認されたい。

措置内容

措置済
交付決定時の団体への説明の際に、団体のチラシ等の作成時には本室に確認を求めるよう周知しました。

リージョンセンター公民協働事業等助成金

市民生活部

地域活動支援室【前：NPO・市民活動支援課】

1 協働事業等助成金交付決定事務について

- (1) 協働事業等助成金の助成対象経費は、交付要綱においては区分別対象事業、具体的な事業例及び限度額を規定するにとどまり、助成対象となる具体的な費目については規定されていない。

このことから、実際の運用については、当課と助成対象団体が協議して運用指針を策定し、以下のとおり運用している。

- ① 会議に係る経費：お茶代など必要最低限
- ② イベント等の昼食代（賄い）：1回1人当たり500円程度
- ③ 委員研修に伴う昼食代：概ね1,500円以内
- ④ 懇親会等の飲食代：助成対象外
- ⑤ 慶弔費：助成対象外

⑥ 実費弁償費：役員等1人当たり月1,000円以内。ただし年間総額30万円を上限とすることで、当該事業及び助成金の重要性を鑑みると、柔軟に変更が可能となる運用指針ではなく、助成金全体を統括する経営企画部との協議等が必要な交付要綱によって、これを規定することが望ましいと考えられる。

助成対象となる具体的な費目の規定について再検討されたい。

- (2) 協働事業等助成金交付決定通知が起案決裁日前の日付で通知されていた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

- (1) ご指摘を踏まえ、対象経費の費目を規定するよう要綱を改正いたしました。
- (2) 令和2年度より適正に事務遂行しております。

2 協働事業等助成金実績報告に係る審査事務について

- (1) 協働事業等助成金交付申請においては、事業計画書が添付され、同計画書では助成対象となる5つの事業区分ごとに助成金の予定額等が記載されている。

ところで、実績報告書において、同計画書の事業区分ごとの予定額を上回って助成金が支出されているものが見受けられた。

交付要綱の定める上限額の範囲内であれば規定としての問題はないとされるものの、安易な事業計画書の提出や、更なる事業区分間の経費流用に繋がりがねないことから、事業区分ごとの支出額に変更が生じると見込まれる場合の手續について明確にされたい。

- (2) 協働事業等助成金実績報告時に提出された団体の会則において、配置が規定された事務局長や書記が不在となっているものが見受けられた。

交付要綱ではリージョンセンター条例施行規則第9条に基づき、あらかじめ市長の確認を受けた団体が行う事業等を助成対象とすると規定されていることから、助成金交付団体の適格性の判断に必要とされる体制が確保されているかについて、協働事業等助成金交付申請時において十分確認されたい。

- (3) 協働事業等助成金交付申請書に添付された事業計画書及び協働事業等助成金実績報告書において、イベント参加料等が計上されているものの、計上根拠となる領収証書の控えやイベント参加者一覧などが添付されていないものが見受けられた。

助成額は事業経費から事業収入を控除した額を基礎として算定されることから、事業収入計上の根拠となる記録等について、十分確認されたい。

- (4) 協働事業等助成金交付額のうち1,428,000円については、各団体の事務補助経費に対する助成金として、事務を担う有償ボランティアへの謝礼相当額の扱いで交付している。

ところで、当該有償ボランティアには月140時間の活動時間を標準として月額119,000円が支払われているものの、活動時間の確認が行われていない。

適正な事務処理をされたい。

- (5) 協働事業等助成金から支出された慶弔費については、運用指針において助成対象外経費と規定されている。

助成対象外経費について適正な措置を講じられたい。

- (6) 協働事業等助成金から支出された昼食代等について、運用指針で助成対象の目安が示

されているにもかかわらず、これらの領収証書が総額のみ記載で、助成対象に該当するか判断できないものが見受けられた。

領収証書の内容について、十分確認されたい。

- (7) 協働事業等助成金交付申請時の事業計画に充てられなかった助成金の残額については、交付要綱において、市に返還して精算しなければならないと規定されている。一方、運用指針においては同規定の特例として、次年度当初の運転資金に充てるため 30 万円を上限に繰越しを認めている。

ところで、当該事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- ア 各団体においては、協働事業等助成金を現金と預金の形態で管理している。

ところで、協働事業等助成金実績報告時に預金通帳の写しの提出は求めているものの、現金の残高を確認した結果を示す資料の提出は求めている。

次年度への繰越金は、実質的には助成金の一部としての公金であり適切な管理が求められることから、取り扱う現金については定期的に残高を確認するとともに、実績報告時には団体の監査担当において期末現金残高等の監査を行い、当該監査結果報告を提出するように指導されたい。

- イ 中鴻池リージョンセンター企画運営委員会においては、平成 30 年 3 月分の事務員謝礼の支払を翌年度となる平成 30 年 4 月に行っている。一方、他の団体は、当年度の平成 30 年 3 月に行っている。

民間団体には、地方自治法第 235 条の 5 に規定される出納閉鎖の期間という考えはなく、更に翌年度に支出することにより、運用指針に規定される 30 万円を上限とする繰越額や当年度期末現金残高等にも影響を及ぼすことから、支払時期を当年度とするように指導されたい。

措置内容

措置済

- (1) ご指摘を踏まえ、運用指針において、事業計画における予定額を上回る際の事務手続きを明記しました。
- (2) 会則及び名簿を確認し、団体の体制確保についても確認しております。
- (3) 参加者名簿につきましても実績報告書の添付書類として提出を求めました。
- (4) 事務員活動実績表において、活動記録を確認するようにしました。
- (5) 運用指針に明記している内容をあらためて周知し、適正な事務処理の指導を行いました。
- (6) 今後は内訳記載がされた領収書等の提出を求めていくよう改めました。
- (7) ア 定期的な監査の実施と監査結果報告の提出を求めるよう改めました。
イ 運用指針に明記し、指導いたしました。